



学寮に関する調査研究資料

昭和46年11月

国立大学協会

第3常置委員会

第4常置委員会

資料
学寮に関する調査研究 中間報告

目 次

ま え が き	1
第Ⅰ部 アンケート調査の結果	1
1. 学寮の設置目的について	2
2. 学寮の存続について	3
3. 国立大学以外の学寮設置主体について	3
4. 学寮機能の代替について	4
5. 学寮のあり方に関する改善策について	4
第Ⅱ部 学寮に関する諸問題	10
1. 学寮に関する中教審と国大協の見解	10
2. 学寮をめぐる社会情勢および学寮と教育制度と の関連	11
3. 学寮の意義と必要性に関する各国立大学の意見	13
4. 学寮管理上の問題点	14
5. 経費の負担区分	15
第Ⅲ部 学寮の未来像に関する模索	17
1. 学寮の抜本的改革の必要性	17
2. 学寮が十分な成果をあげるための諸条件	18
(1) 大学の管理責任の理解	18
(2) 助言指導態勢の充実	19
(3) 施設の充実と経費負担の適正化	21
む す び	22

資料 学寮に関する調査研究 ~~中間報告~~

まえがき

第3、第4両常置委員会においては、学寮問題の重要性にかんがみ、かねてから慎重に審議を続け、検討を重ねてきた。昭和45年11月からは、両常置委員会の教員委員、専門委員をもって構成する「学寮に関する小委員会」が設けられ、学寮に関する基本的諸問題について調査研究を行なってきた。この報告は、いままでの経過および結果を一応まとめたものである。

本報告を作成するにあたっては、全国立大学を対象として行なった「学寮問題に関する意見調査」の集計結果、中央教育審議会の「高等教育の改革に関する基本構想（中間報告）」に対して表明された各国立大学の批判、国立大学協会第1常置委員会の「高等教育の改革に関する基本構想に対する見解」（未定稿）についての各国立大学の意見、各国立大学の改革案に見られる学寮に関する意見等を中心として検討を行なったが、さらに学寮に関する専門家の意見、国立大学以外の民間の財団法人や私立大学の経営にかかる学寮の実態についての調査結果等をも参考にした。

なお、本報告は、~~一応の中間報告であって、~~各大学が学寮問題を取り扱うにあたってのよりどころともいふべき参考に資するのが目的である。

第Ⅰ部 アンケート調査の結果

このアンケート調査は、学寮問題を検討するためには、まず学寮問題についての国立大学の意見を調査する必要があるとの観点から、第3常置委員会が去る昭和45年5月に実施したものである。すなわち、近年学園紛争の

影響をうけて、学寮の意義と必要性を疑問視する意見も一部にみられ、また当時中央教育審議会の答申（中間報告）にもそのような傾向がみられたので、学寮の存続と今後の取り扱いについて根本的に再検討する必要があったからである。そのためには、国立大学全体がこの問題についてどのような認識と意見をもっているかを明らかにし、その共通の基盤に立って将来の方向を探究する必要があるとの趣旨のもとに行なったものである。したがって、本調査は意見調査であって、現状調査ではない。

調査の方法としては、「学寮問題に関する意見調査」票を各大学に配布し、各大学の責任において記入・回答するかたちをとった。また各設問ごとに、2ないし4の選択肢をおき、そのなかから一つを選択することとし、適当な選択肢がない場合には、「その他」の欄に具体的に記入させることとした。

以下、調査結果の概要について説明することとする。

(注) アンケート調査に対する回答大学数は69であるが、学部別、分校別の意見をそのまま回答した大学もあり、また同一設問に関して2つ以上の回答をした大学もあるので、全体の集計数が回答大学数と合致しない場合もある。

1. 学寮の設置目的について

これは学寮の性格をどう考えているかを明らかにしようとしたものであって、その結果はつぎのとおりである。

- (1) 共同生活の場を提供し、学生の人間形成に役立たせる。…… 4
- (2) 学生に安直な住居を提供し、生活費の軽減に役立たせる。…… 17
- (3) 上記の(1)と(2)両方に役立たせる。…… 58

この結果によって明らかのように、教育的意義と厚生福利的意義との併存を認める意見が圧倒的に多い。

2. 学寮の存続について

これは、学寮問題が学園紛争の原因となっている場合が多い現状において、その存続か廃止かについての意見を求めたものであって、その結果はつぎのとおりである。

- (1) 学寮問題は一部学生集団の政治闘争の手段として利用される場合が多く、人間形成上の効果はまったく期待できず、マイナスの面ばかりが強いので、今後は廃止すべきである。…… 2
- (2) 学寮の人間形成上の効果については十分に理解できるが、現状はマイナスの面が多いので、今後は廃止した方がよい。…… 1 1
- (3) 学寮には問題点が多いが、大学教育において占めるその意義と必要性は顕著なものがあるので、今後とも積極的に存続・充実すべきである。…… 5 6

以上によって明らかなように、積極的な廃止論はわずかに 2、消極的な廃止論が 1 1 となっている。これに対し、学寮の大学教育における意義と必要性を認め、積極的にその存続と充実を求める意見が 5 6 と圧倒的に多い。この存続論は、「その他」のところに記入されている条件付存続論 5 を加えると 6 1 となり、全体の 8 0 % を占めることになる。

3. 国立大学以外の学寮設置主体について

これは、今後、国立大学に学寮を設置することをやめて、他の機関が学寮を設置することになったと仮定した場合、どのような設置主体が望ましいかをきいたものであって、その結果はつぎのとおりである。

- (1) 育英奨学法人（日本育英会、学徒援護会など）…………… 3 7
- (2) 住宅建設法人（日本住宅公団など）…………… 1 0
- (3) 地方公共団体（県・市・町・村など）…………… 2
- (4) 民間団体（宗教団体、企業体など）…………… 6

すなわち、学寮の設置主体として、育英奨学法人と住宅建設法人をあげる

ものが多い。ここで注意すべきことは、この設問に対する回答者は、国立大学に学寮を設置することの反対論者のみではなく、国立大学の学寮存続論者もこの中に入っていることである。

4. 学寮機能の代替について

これは、今後、国立大学に学寮を設置することをやめ、学寮のもっている人間形成上の機能を学内の他の手段によって代替させることの適否および代替を適当とする場合の具体的手段の種類について意見を求めたものであって、その結果はつぎのとおりである。

- (1) 他の手段によって代替させることはできない。…………… 4 0
- (2) 他の手段によって代替させるのがよい。…………… 2 8
- (3) 代替させる場合のその手段の種類
 - (A) 課外のサークル活動…………… 1 9
 - (B) 新入生等の合宿ゼミ…………… 8
 - (C) 学生会館…………… 3
 - (D) 合宿研修施設…………… 2 3

すなわち、学寮のもっている共同生活による人間形成上の機能は、他の手段によって代替させることはできないとする意見が40と過半数を占めている。これらの意見は、学寮のもっている人間形成上の独自の意義と役割を強調するものと考えられる。

他の手段による代替を適当とする意見も28あり、かなりの数にのぼっていることに注目する必要がある。また、その代替の手段としては、課外のサークル活動と合宿研修施設とが多数を占めているが、これは、中央教育審議会の答申にみられる例示と一致する。

5. 学寮のあり方に関する改善策について

ここでは、国立大学設置の学寮を今後とも存続させるとした場合、学寮の

あり方に関してどのような改善を加えたらよいかについて、各問題ごとに意見を求めたものである。したがって、ここに寄せられた回答は、各大学の学寮の実情をそのままに示すものではなく、学寮に関する諸問題についての改善意見を通して学寮のあるべき姿をもとめているものといえよう。

(イ) 管理運営の基本的態度について

これは、学寮の管理運営に関する大学の基本的態度について意見を求めたものであって、その結果はつぎのとおりである。

(1) 学寮の管理運営に関しては、国有財産管理上、財政法上の国の方針に従うが、寮生の自治を最大限に尊重する。…………… 4 1

(2) 学寮の管理運営の基本方針は大学自身で決定し、自主的に運用する。
……… 3 1

(1)の意見が 4 1 と過半数を占めているのは、国が設置する施設である以上、当然であるともいえるが、(2)の意見が 3 1 とかなりの数になっていることに注目する必要がある。

(ロ) 寮生の入退寮選考について

これは、寮生の入退寮選考はどういう方法で行なうのがもっとも適当であるかについて意見を求めたものである。

(1) 大学側のみで行なう。…………… 3

(2) 大学と寮生代表が協議してきめる。…………… 6 0

(3) 寮生にまかせる。…………… 1 5

この結果によれば、大学だけで行なうという意見はごく少数であり、大学側と寮生代表が協議してきめるとする意見が 6 0 と回答の大部分を占めている。ところが、入退寮選考はすべて寮生にまかせるとする意見が 1 5 もあることは、いろいろ問題を含んでいると思われる。

(ハ) 経費負担区分について

この設問は、学寮に関する諸問題のなかでしばしば紛争の原因ともなり、もっとも困難かつ重要な問題である経費負担区分について、その法

規上の根拠基準となっているいわゆる２．１８通達のとりあつかいをどうすべきかに関して各大学の意見を求めたものであって、その結果はつぎのとおりである。

- (1) ２．１８通達は、国の経費支出基準を定めた行政措置で、その背後には受益者負担の原則と私生活費個人負担の原理とがある。その原則、原理が正当である以上、その基準は適正であり、したがって２．１８通達を撤廃する必要はない。…………… 4
- (2) 一部学生は、いわゆる２．１８通達は国が受益者負担の原則を押しつけ、寮生の負担を加重する悪法であると非難し、その撤廃を強く要求しているので、この際２．１８通達を撤廃して、経費の負担区分はすべて大学の自主性にまかせる。…………… 13
- (3) ２．１８通達を撤廃の必要はないが、その具体的な運用にあたっては、できるだけ寮生の負担を軽減させる方向で努力すべきである。

…………… 44

以上の結果によって明らかなように、いわゆる２．１８通達を厳守すべきとする意見はわずかであって、過半数の大学が、２．１８通達を撤廃する必要はないが、その具体的な運用にあたって、できるだけ寮生の負担を軽減させる方向で努力すべきであるとの意見を表明している。しかしながら、ここで注目すべき点は、２．１８通達を撤廃して経費の負担区分はすべて大学の自主性にまかせるべきであるとする意見が13あり、これに「その他」の欄に記入されている条件付撤廃意見8、その他の改廃意見5を合わせると実に26の多数となっていることである。

(二) 炊事人の公務員化について

この問題は、経費負担区分の一部をなすものであるが、問題の性質上、独立の設問としてとりあげた方が問題を明確化する意味において好ましかろうとの判断から、とくにこれに関しての意見を求めたものであって、そ

の結果はつぎのとおりである。

- (1) 寮生の負担の軽減に役立つことであるから、炊事人を公務員化することが望ましい。…………… 8
- (2) 炊事人の公務員化は受益者負担の原則に反する。よって、その公務員化は行なうべきでない。…………… 4
- (3) 炊事人は大学の学寮管理上（人事管理上、衛生管理上）配置を必要とする要員と考えられるので、公務員化した方がよい。…………… 6 5
- (4) その他 学寮は大学の施設であるから、当然公務員化すべきである。… 1

以上の数字が明らかに示しているように、炊事人の公務員化に反対する意見はわずかに 4 のみであって、他の 7 4 の意見はその理由に相違はあるにしても、すべて炊事人の公務員化に賛成している。この問題については法規上・大学財政上種々の困難も予想される。

(4) 寄宿舍経費の徴収について

この設問は、寄宿舍経費の徴収方法について意見を求めたものであって、その結果はつぎのとおりとなっている。

- (1) 従来は、いわゆる寄宿料（新寮の場合、月当 3 0 0 円）とその他の寮生負担の生活費とを別々に徴収しているが、この徴収方法に問題があるので、これを一本化し、寄宿料として国が一括徴収（月当 2,000 円ぐらい）する。（この 2,000 円の中には、光熱水料、暖房費、炊事人人件費等を含む。）…………… 3 0
- (2) 従来のとおり、寄宿料 3 0 0 円の徴収と、その他の経費の徴収とを別にする。…………… 4 6

従来、経費負担区分にもとづく寮生負担分の経費の徴収にあたっては、光熱水料にしろ、暖房費にしろ、炊事人の人件費にしろ、寮生の拒否や反対に会う場合が多く、紛争の原因となっている大学が多い。このような状況にかんがみて、寮生負担分（月当 2,000 円ぐらい）

を一括徴収し、寮生は食費のみを負担することにすれば、経費負担区分の実施にともなうトラブルは避けられるのではないか(この月当 2,000 円の寄宿料は、そのまま学寮の管理維持費として大学に還元配分する。)との意見が 30 あるのに対して、従来のおりの徴収方法でよいとする意見が 46 あり、現状維持論が一括徴収論をうわまわっている。

(ハ) いわゆる〇管規程の取り扱いについて

これは、一部学生集団が自治権獲得闘争の一環としてその撤廃を要求しているいわゆる〇管規程の取り扱いについて各大学の意見を求めたものであって、その結果はつぎのとおりである。

- (1) 一部学生がその撤廃を要求しているが、これは一大学からの要望により文部省が一つの参考例として作成したものにはすぎないから拘束力を持たない、したがって撤廃の要はない。……… 26
- (2) これは大学に対して拘束力を持つと考えられるので、撤廃すべきである。……… 33

すなわち、撤廃不要論 26 に対して、撤廃論 33 となっており、この撤廃論に「その他」の欄に記入された条件付撤廃論 9 を加えると 42 となり、撤廃意見は存続意見をかなりうわまわる結果となる。なお、「参考例というあいまいな性格が紛争の種となる。むしろ明確な法規として成立させ、その上で現在のものを廃止する。」という存続的廃止論もみられる。

(ト) 寮生に対する助言指導について

これは、寮生に対する助言指導の必要性について大学がどのように考えているかについて意見を求めたものであって、その結果はつぎのとおりである。

- (1) 学寮の人間形成上の機能はあまり期待できないので、大学は助言指導を行なう必要がない。……… 18

(2) 寮生に対する助言指導を強化し、学寮の有している人間形成上の機能をたかめるべきである。…………… 2 5

そのための具体的方法としては、つぎのようなものが考えられる。

(A) 教官を中心とする全学的な助言指導機関を設置し、助言指導にあたる。…………… 1 6

(B) 寮生を対象とする講演会、運動会等を大学、学寮共同で開催する。…………… 8

(C) 学寮におけるサークル活動を振興し、そのための施設等を整備する。…………… 1 3

(D) その他

学寮の行事に教職員が積極的に参加する。…………… 1

すなわち、寮生に対する助言指導を強化し、学寮のもっている人間形成上の機能をたかめるべきであるとする意見が 2 5 あり、これに「その他」の欄に記入されている助言指導必要論 6 を加えると 31 となっている。ところが、学寮の人間形成上の機能はあまり期待できないので大学は助言指導を行なう必要がないという意見は 1 8 で、これに「その他」の欄に記入されている助言指導不要論 7 を加えると 2 5 となり、助言指導強化必要論が助言指導不要論をわずかにうわまわることになる。また、「その他」の欄に、助言指導は必要に応じて最少限度行なえばよいという助言指導消極論が 1 1 みられる。

(4) 入寮資格・在寮期間等について

どの範囲の学生を入寮させるか、すなわち入寮資格の制限をどうするか、在寮期間をどの程度にするかは、学寮の性格にも関する重要な問題であるので、これについての意見を求めた。結果はつぎのとおりである。

(1) 学寮の人間形成上の機能が顕著と認められるので、積極的に学寮を整備し、全学生を入寮させる。…………… 2

(2) 学寮の人間形成上の機能については理解できるが、現在の施設状況

では、全学生を収容することは不可能なので、一年生のみを全員入寮させる。…… 0

(3) 従来、多くの大学で行なわれているように、入寮希望者のなかから選考入寮させる。…… 6 3

以上の数字をみても明らかなように、全寮制をとる意見はわずかに 2 で、一年生全員入寮制の意見にいたっては皆無である。入寮希望者のなかから選考入寮させるとする意見が 6 3 と圧倒的に多い。つぎに、在寮期間に関しては、(A)制限なし…… 3 9、(D)四年間…… 1 6 がもっとも多く、(B)一年間…… 5、(C)二年間…… 4、(E)教養課程期間二年間…… 4 がこれにつづいている。

第Ⅱ部 学寮に関する諸問題

1. 学寮に関する中教審と国大協の見解

去る昭和 4 6 年 6 月 1 1 日に公表された中央教育審議会の答申「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」の中において、学寮問題についてつぎのように述べられている。すなわち、「高等教育機関における教育を真に実りあるものとするためには、以上のような改革と並行して、課外活動の充実や生活環境の整備によって豊かな学生生活を保障し、学生の人間形成を助長するための方策を促進することが重要である。とくに学寮は、従来このような面で重要な役割を果たしてきたものであり、これをさらに改善充実していくことは、高等教育機関の重要な仕事である。」として、一面においては、大学教育において占める学寮の意義と必要性をたかく評価している。

しかしながら、他面においては、「今日では、多くの学寮は、学生にとって教育的に有意義なものでないどころか、さまざまな紛争の根源地とさえみ

られるような不幸な状態にある。」として、学寮の果たしてきた機能を分解し、それに代わる方策をとることを提言している。すなわち、一方では、組織的・計画的な合宿セミナーにより共同生活の訓練をし、他方では課外活動のための施設を整備するとともに、新しい適切な方式によって食・住に関する便宜が与えられるようにする必要があるとしている。

このような中央教育審議会の学寮に関しての二面的な考え方は、それ自体直ちに学寮の廃止を意味するものとはいえないであろうが、今後の学寮の存続・拡充をきわめて疑問視する意見ということができる。

つぎに、国立大学協会の第1常置委員会が公表した「高等教育の改革に関する基本構想に対する見解」の中においては、学寮についてつぎのような考えが述べられている。「大学における人間形成上、学寮にはどのような意義と価値をもたせうるか、あるいはまた、学外の厚生施設として構想すべきかに関して積極的姿勢で慎重な検討を加えたのち、存続か廃止かについての決定を行なうべきである。」すなわち、国立大学協会の基本的な考え方は、学寮の存続か廃止かについての結論を出す前に、学寮には大学における学生の人間形成上、どのような意義と価値をもたせうるかを十分かつ慎重に再検討せよ、そして大学教育の施設としての意義と価値とがみられないと判明したときには、これを学外の厚生施設として構想せよというものである。

2. 学寮をめぐる社会情勢および学寮と教育制度との関連

高等教育機関である大学に学生の寄宿寮を設置することの意義と必要性については、いろいろの角度から論ずることができる。まず第一に考えられることは、社会情勢との関連である。わが国の国立大学は、戦前にはほとんど学寮をもっていなかった。これは、当時の大学生数が現在のそれにくらべて非常にすくなかったこと、その反面学生に提供される下宿の数がかなり豊富であったことなどによるものと考えられる。終戦直後はこの状態が一変し、学生数が増大する反面、学生に提供される下宿の数は減少し、さらに、

大学に統合された旧制の高等学校、専門学校、師範学校等の学寮も多くは戦災によって焼失していた。このような状況のもとにあつて、学生の修学を可能ならしめるために、各大学では応急措置として旧兵舎の学寮への転用などを行なつて急場をしのいだ。その後、わが国は次第に復興のテンポを早め、今日では国民の生活水準も向上し、住宅事情もかなり好転するにいたつたが、学生数の急増は、通学距離と交通機関、修学のための住居環境、学生の経済生活（とくにアルバイト）、核家族化の影響による住居の狭小化などとあいまって、学生の適当な下宿の確保を非常に困難にしている。しかも、現在の国立大学の学寮は、国立大学の学生全体の13.2%の収容力をもっているにすぎない（昭和46.4.2の文部省調査による。）。ここに、現在のような社会情勢下における学寮の意義と必要性が痛感されるのであるが、これは、国立大学だけの問題ではなく、全大学の問題であり、根本的には全国民の住宅政策との関連において早急に解決されなければならない問題であろう。

つぎに考えられることは、わが国の教育制度との関連である。戦前、学寮をもっていたのは、旧制の高等学校、専門学校、師範学校等であつて、旧制の大学はほとんどもっていなかった。これは、当時の学校教育体系の中において、大学は専門教育を行なうところであつて、人間形成は大学入学前の旧制高等学校等で行なうという考え方があり、その人間形成の場として学寮が設けられていた。戦後の学校教育体系の中において、学寮はどのような意義と役割をもっているのであろうか。戦後の学校制度の中で、学校教育との関連において学寮がその意義と必要性を一応定着させえたと考えられるのは、新制の高等専門学校と一部の特殊専門教育を目的とする大学においてであつて、その他の一般大学においては、いまだに定着させるにはいたっていないように思われる。しかしながら、大学における学寮問題は、大学改革との関連において、今後の大学教育のあり方に重要な影響を与える基本問題の一つであるといつても過言ではない。

3. 学寮の意義と必要性に関する各国立大学の意見

学寮の意義と必要性を考えるにあたって、もっとも基本となるのは、学寮の性格をどうみるかということである。これについては、第Ⅰ部において説明したように、共同生活による学生の人間形成の場としての教育的役割と学生に安直な住居を提供して生活費の軽減に役立たせる厚生福利的役割との併存を主張する意見が圧倒的に多いことに注目する必要がある。国立大学の一部には学寮を厚生福利施設としてのみ考える意見もあるが、この場合とくに注意すべきことは、厚生福利的役割の極端な強調は、学寮闘争における一部学生集団の際限のない要求を容認する結果になりかねない。

学寮の性格を以上のように考えた場合、現実の問題として、現在のように多くの問題を内包している学寮を廃止すべきか、存続・拡充すべきかについて、各国立大学の意見を中心にして検討してみたい。第Ⅰ部において説明したように、国立大学全体としては、積極的な学寮廃止論はわずかに2で、消極的廃止論が11となっている。これに対して、学寮には問題が多いが、大学教育において占める意義と必要性は顕著であるので、今後とも積極的に存続・拡充すべきであるとする意見が圧倒的に多い。この傾向は、学寮のもっている人間形成上の機能を分解して他の手段によって代替させることの可否についての意見にもあらわれている。すなわち、過半数の意見は、代替を否とするものである。これは、学寮のもっている人間形成上の機能は、他の手段によっては置きかえることのできない独自の教育的機能であることを明確に認めたものである。このような傾向は、中教審の答申（中間報告）に対する各国立大学の意見の中にも同じように示されている。

このような意義と必要性をもっている学寮が、その本来の教育的な機能を発揮するためには、さきに引用した中教審の答申の中にも書かれているように、その規模・構造はもとより、その運営について学校がわの指導理念が確立され、教職員と学生の間に信頼と協力の関係が維持されていなければならない。そのためにもっとも重要なことは、寮生に対する助言指導の問題をど

う考えるかである。さきに説明したアンケート調査の結果によれば、大学の意見全体としては、助言指導不要論と消極論の合計は、助言指導強化必要論をうわまわる。このような傾向がうまれるにいたった原因としてはいろいろの理由が考えらえるであろうが、学寮がその本来の人間形成上の機能を十分に発揮して、大学教育の目的達成に寄与するためには、まずなによりも教職員ができるだけ寮生と接触して、その間に信頼と理解の関係をうち立てることが先決問題である。

4. 学寮管理上の問題点

学寮の管理に関しては多くの問題が存在するが、その中でもっとも重要なものは、管理運営の基本的態度・いわゆる〇管規程の取り扱い・寮生の入退寮選考の三つであろう。

さきに説明したアンケート調査の結果によれば、学寮の管理運営の基本的態度としては、国有財産管理上、財政法上の国の方針に従うが、寮生の自治を最大限に尊重するという意見が過半数を占めている。これに対して、学寮の管理運営の基本方針は大学自身で決定し、自主的に運用するという意見が半数近くを占めている。

後者の意見はその内容が必ずしも明確ではないが、もしそれが学寮の運営をすべて大学が決定すべきであるとするのであれば、この意見は国立大学協会大学運営協議会の公表した「大学問題に関する調査研究報告書」に指摘された国有財産法上の責任が問題となろう。(131頁参照)

したがってこの意見を実施にうつすためには、大学の設置主体を国から他の法人等にうつし替えるか、または、現行の制度を改めて大学に大幅な自主決定権を付与する必要があるのではなかろうか。

つぎに、いわゆる〇管規程なるものの取り扱いであるが、この規程は文部省が参考までに作成したものであって、法的な拘束力は全くないものである。しかし、事実上、各大学は学寮管理規程を作成するにあたって、この規程に

準拠することを求められている。この規程の取り扱いについての意見は、アンケート調査の結果によれば、撤廃論と条件付撤廃論とを合わせると42となり、存続論26をかなりうわまわっている。このような結果が出るにいたった原因としては学寮紛争の影響等も十分に考えられるが、学寮に関する規程は各大学が自主的に決定するものであり、大学がとるべき管理運営の責任の範囲を明確に示している限り、いわゆる〇管規程の存在にとらわれる必要はないのではなかろうか。

寮生の入退寮選考については、法令上その選考および許可権が大学側にあることはいうまでもないが、入退寮生の選考は、アンケート調査の結果にもみられるように、大学と寮生代表とが協議してきめるとする意見がもっとも多い。しかし、この意見は、国有財産の管理上問題を残していることは前述のとおりである。

5. 経費の負担区分

経費の負担区分を論ずるにあたって問題となるのは、受益者負担の原則、私生活費個人負担の原理および国の経費支出基準と大学の自治との関係であろう。

大学という高等教育機関が義務教育でない以上、学寮を利用する者が費用を負担する受益者負担の原則が適用されることは当然のことである。ただし、法律上も明記されているように、大学は公的性格を備えている立場から、学寮を利用する者にどの程度の費用を負担させるか、すなわち、全額負担か、一部負担か、一部負担の場合の程度はどうか、ここに問題がある。

私生活費の個人負担はどのような社会体制の国においても自明の原理であり、寮生についても、この原理が適用されることは疑問の余地がなかろう。

このように、受益者負担の原則と私生活費個人負担の原理それ自体に問題はないが、それらの原則・原理を具体的に適用するにあたって問題が発生している。すなわち、国の経費支出の法的基準となっているいわゆる2.18

通達の内容に不明確な部分がみられ、紛争の原因となっているのである。よって、2.18通達を撤廃して、経費の負担区分をすべて大学の自主的決定にゆだねることが問題の根本的な解決を可能にするとの意見もあるが、そのような方法をとった場合には、かえって大学としては大幅な経費の支出を招くことになるおそれがあり、また、現行の国立大学の設置形態のもとではそれは許されないことであろう。

この問題について各大学の意見を求めたところ、過半数の大学が2.18通達を撤廃する必要はないが、その運用にあたっては、できるだけ寮生の負担を軽減させる方向で努力すべきであるとの意見を表明している。

つぎに、経費の負担区分問題の核心をなしている炊事人の公務員化問題についてふれておきたい。炊事人の手間代が個人の私生活である食費の原価を構成するとする考えかたそれ自体は間違っているとは思われない。したがって、私生活費個人負担の原理にもとづいて、この費用は当然寮生の負担としなければならない。ところが、現実には、つぎのようないろいろの問題が起きている。すなわち、寮生の雇用する炊事人を大学側の人事管理に服させることには無理があり、また寮生の負担する炊事人の手当の額が一般に比してひくいため、適任者をうるものがむづかしい。さらに食堂において勤務するのであるから、大学側の衛生管理に服させる必要がある。また寮生雇用の炊事人の場合は、社会保険（健康保険、失業保険等）に加入させることが困難で、他の職員に比して不利な立場にあるなどの問題が生じている。

これらの問題を解決するためにはどうしたらよいかについて、各大学の意見を求めたところ、圧倒的多数が、炊事人は大学が学寮管理上（人事管理上、衛生管理上）配置を必要とする要員と考えられるので、公務員とした方がよいとの意見を表明している。この炊事人の公務員化の問題と私生活費個人負担の原理とをいかに調和させるかについては、現実的な方策を検討する必要があるだろう。

第Ⅲ部 学寮の未来像に関する模索

1. 学寮の抜本的改革の必要性

わが国の国立大学の学寮の一般的情勢は決して好ましいものとは考えられていない。実際多くの大学がその管理運営に苦慮し、望ましい態勢を確立するための方策を探しあぐねていることは、学の内外を問わず広く知られた事実である。また、近年利用者である学生のうちには、種々の理由により退寮するものが多く、足りないはずの学寮の利用率が77.9%にすぎない状態にある（昭和46.4.2文部省調査による。）。中教審から学寮の将来に対して懐疑的な答申が出されたのはこのためであろう。

しかしながら、学生に適切な勉学居住の施設を与えることの必要性は何人も否定しえないところであり、現に世界各国では学生数の急増に応じて近代的な学寮の新設増設が着々と行なわれつつある。今回行なわれた学寮に関するアンケート調査に対する諸大学の回答の大部分が、学寮の存続・拡充を指向したのはかような必要性の認識によるものと思われる。

しかし、大学の付属施設として学生のみを収容する学寮は、直接にしろ間接にしろ、それが大学教育に寄与するものでなければならないのは当然の理である。そして少なくともそこに教育目的に反した弊害を生じたり、大学教育を阻害するような事態を生じたりしないという保障がなければならない。この保障が得られない限り、学寮廃止論に対抗することは困難であろう。

現在の学寮を今後どのように改善すべきかに関しては、すでに第Ⅰ部および第Ⅱ部において諸意見を紹介したが、これらの多くは対症療法的な意味合いが強く、学寮問題の根本的な解決をもたらすにはほど遠いように思われる。学寮に関する考え方の抜本的な整理を欠いた彌縫策は恒久的な解決を保障しないばかりでなく、いっそう困難な問題の礎石となる危険性さえある。そもそも学寮を今日のような情勢に立ちいらしめたものは、戦後応急的な彌縫策を積み重ねてきた結果であろう。もしも学寮を真に必要なものと認めてそ

の存続・拡充を図ろうとするならば、既成の概念にとらわれることなく、抜本的な改革を考えるべきではなかろうか。その際、とくに望まれるのは、学寮のあるべき姿、学寮の未来の理想像を追及することである。このようなことは一見ユートピア的とも考えられるが、学寮の本質に関する明確な理解なくして、学寮問題の抜本的な改革はありえないからである。

本委員会は、学寮の望ましいあり方を模索するに当たり、まずわが国の国立大学の中の比較的良く運営されているものとそうでないものとを対比しつつ詳細な検討を行なったが、真の実情が必ずしも公式の情報と一致しない場合もあり、また同じ学内にあっても立場によってその評価が異なることがある。また、現在小規模大学の学寮のなかには良好に運営されているものもあるが、すべての小規模大学の学寮がそうであるとはいえないし、さらに、小規模大学の学寮の例が、そのまま大規模大学の学寮に適用できるものでもない。また、このような国立大学の事例を具体的に示すことには種々の差しさわりがあると考えられる。したがって本報告の中で学寮に関する望ましいあり方を模索するための具体的な参考例としては、むしろ抜本的な新方策を求める意図をもって、主として私立大学や学外機関や外国の例を引用することにする。

本委員会としても、現段階では学寮のあるべき姿を直ちに結論的に示しうるものとは考えていないが、以下、今日までの審議によって得られたところを紹介し、学寮に関する未来像を模索するための参考に供したいと思う。

2. 学寮が十分な成果をあげるための諸条件

(1) 大学の管理責任の理解

本来学寮は、大学が管理の責を負い、寮内に居住する教職員と学生との貴重な人間的接触の場であるのが世界的な通念であった。ところが最近の学生運動に伴う強い自治の要求のために、大学の中には入退寮者の決定をはじめ種々の重要事項の管理が大学の手から離れているものもあり、

また、教職員の立入りさえも不可能なところがある。そして、このように大学の管理機能が事実上失なわれているところでは、学寮がこれを設置した国民の意図とは全く別な目的に使われ、真面目な学生から勉学の場所を奪い、社会から批判をうけているものが少なくない。

このような学寮管理の煩わしさから逃れるために、学寮を単なる厚生施設と考えて教育的配慮の責任を回避したり、学寮を大学から分離して学外機関の管理にゆだねたりしようとする意見もあるが、その実現には多くの困難が予想される。また、仮に実現したとしても多数の学生が住んでいる寮に問題が発生すれば、大学の教職員が全然関係の外に止まることは許されないであろう。このような場合にも学寮の管理運営の方策は、大学の教育機能をよりよく遂行しようとする目的にそって考慮されるべきである。とくに大学に設置する学寮においては、寮生の日常生活にかかわる問題は寮生の自治にゆだねるにしても、入退寮者選考などの重要事項の決定権は大学がこれを実質的に保持し、寮生からの生活に関する相談を受けて常時適切な助言指導を与えうるような、有効な態勢をそなえることが必須の要件であろう。それと同時に、寮生自身の健全な自治能力の向上もまた、看過しえない重要な問題であろう。

(2) 助言指導態勢の充実

本委員会では、現在好結果を収めつつあると伝えられる学寮の例を、わが国の国立大学のみにかぎらず、私立大学や学外機関ならびに外国の大学に求めて、そのための条件を検討してみたが、これら諸例について共通に言える重要な条件は、大学が寮監その他の助言指導の態勢を十分に備えていることである。すなわち、寮内の日常生活の細部に関する事項は、学生の自治に任されているが、寮監は常に寮内の実状を知悉し、絶えず学生委員の報告や相談を受けて助言指導を与え、学寮の規律維持の基本的責任を担い、入退寮者の決定権を掌握していることである。

このことは、教育的色彩のうすい学外機関が設けた学寮についても同様である。たとえば、某財団の経営する学寮の中でも、その本部に付設

されている学寮では、多数の職員による助言指導が可能であるため、落着いて勉学自習しうる状態を保つことに成功している。

英国の大学補助金委員会の小委員会は学寮に関する問題点を詳細に検討した上で、学寮のあるべき姿をつぎのように報告している。

学寮が成功するや否やを決定する最も重要な要素は、適切な寮監を得るや否やである。一つの学寮の人数は130ないし150名以下とし、これに学者であると同時に視野の広い指導者であるところの寮監が家族とともに学寮の中に住むことが望ましい。人数が多い時には、これを補佐するために副寮監を置く。その下に寮生20人ごとに1人の助言者を配する。その助言者としては、大学院生の中から指導性のある旧寮生を選ぶことも考えられる。このほかに事務職員を置く。

英国でも、大学志望者の激増に応じて最近新設された大学では、このような助言指導機構を欠いたまま学寮の巨大施設が作られて無制限な学生の自治にまかされ、そのためわが国と同様な混乱が起こっているところもある。

以上紹介した諸例は、直ちにわが国の国立大学に適用しえない面のあることは事実である。しかし、国立大学として学生に一層良好な条件の学寮を提供しようとするならば、現状に満足することなく、国に対してこのような良好な条件をみたすに足る予算を要求することを真剣に考えるべきであろう。

学寮の管理や教育効果に重要な関係をもつ事項に、在寮の範囲と年限の問題がある。英国では学生の在寮年限は少なくとも1年以上、2年ぐらいが適当とされている。わが国の学寮についても、限られた国の予算による施設を一部少数の学生のみが長期間にわたって独占するのは不公平のそしりを免れないし、また、学寮が、貴重な教育的効果をあげうるものであるとすれば、期間を短かくしてもなるべく多くの学生に、できれば全部の学生に利用の機会を与えることが望ましいのではなかろうか。

(3) 施設の充実と経費負担の適正化

現今欧米諸国には、大学の増設に伴って次々と近代的な学寮が建設されつつある。しかしこれらのねらうところは決して安価な下宿屋を作ることではなく、学生によりよい勉学居住の場所を与えることにあって、勝れた施設に見合った相当額の寮費が徴収されている。もちろん公営の寮であるから一般の下宿よりは幾分安くなっているが、学生が学寮を選んで入る理由は、一般の下宿より安いことにあるのではなく、勉学および人間形成のためのよりよい環境が得られることにあると言われている。またわが国においても、不満なく成功裡に運営されている学寮が私立大学にはあるが、これらは十分な寮費を徴収することによって施設やサービスの水準を比較的高く保っているところである。しかるにわが国の国立大学の学寮の現状を見ると、施設やサービスの面において不十分なものが多い。学寮を真に居住・勉学しやすい環境とするためには、その施設とサービスを格段に向上する必要がある。しかし、青年の5分の1以上が大学に通うようになった今日、それに十分な近代的居住生活をさせるための費用を、大学に子弟を送りえない他の5分の4の国民の負担のもとに、国費のみによって賄おうとすることには、論理的にも予算的にも、また国民感情の上にも無理がある。ここに受益者負担の原則・私生活費個人負担の原理が避けがたいものとなることを理解せねばなるまい。

そもそもわが国の国立大学の学寮には、終戦直後の極端な経済的困難の時代に、とにかく、困窮学生に宿舎を提供しようとする緊急の要請によって発足あるいは復活したものが多いために、今なお学寮をこのような生活援護施設であるとする感覚が根強く残っている。そのために、食住のすべてにわたる国費の援助を当然と考え、それを増加しようとする要求が繰り返されている。また、このような考え方が基礎となっておれば、当面の要求が容れられてもさらにつぎの要求が起ってくるのが通例である。一部少数の学生の生活のために国費を支出することについて納税者が抵抗を感じるのは当然である。したがって、学寮について終戦直

後の生活援護的な感覚が残存する限り、要求する者と拒む者との対立は絶えようがない。今日の日本では、もはや戦後的な感覚を捨てて合理的な新理念をうち立てる必要があるのではなかろうか。

そこで、わが国が真に合理的な学寮をもとうとするならば、その施設やサービスを格段に向上するとともに、少なくともその経常的な費用の全額を含む相当部分を学生自身が負担するのを建前とすることが必要である。このような考え方に基つけば、例えば芸術大学の学生の特別な要求に応えうる学寮を設置することも容易となるであろう。

このような方策に転換すれば、学寮は真に学生の大学生活を助けるものとなり、大学教育の遂行にプラスするものとなりえよう。そしてこのような建前になっても、営利事業としての一般下宿に比較すれば、学生の経済的負担がかなり少ないものとなることは、諸外国の例に照らしても明らかである。

この場合に残された問題は旺盛な勉学の志をもちながら貧窮のためにこのような負担に堪えきれない学生の救済措置であるが、これはむしろ育英奨学金制度によって救済し、かような学生にも等しく近代的な学寮を利用する機会を与えるようにすべきであろう。

以上学寮が十分な成果をあげるために必要な条件の大筋を述べたが、学寮に関する具体的な設置形態やその他の細部に関しては、必ずしも全国立大学を画一的に扱う必要はなく、諸大学の特性に応じた現実的な配慮がなされるべきであろう。

む す び

以上、さきに行なった学寮問題に関するアンケート調査の結果について説明するとともに、学寮に関する諸問題の内容を分析し、十分な成果をあげる

ための学寮の未来像を模索してみた。

学寮に関しては、ここで取り上げた問題以外にも数多くの問題が存在するし、ここで検討した問題に関してもさらに徹底した調査研究が必要であろうと思われる。この^{資料}報告は、まえがきにも記したように、学寮問題を取り扱う際の参考に資するために、いままでの審議の内容を一応とりまとめたものである。